

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年10月25日	第225号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目次	ページ
<b>条 例</b>	
○ 名古屋金城ふ頭アリーナ条例 (ス市・スポーツ戦略室) (第41号)	5
○ 火災予防条例の一部を改正する条例 (消防・総務課) (第42号)	10
<b>告 示</b>	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第512号)	14
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第513号)	18
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第514号)	22
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第515号)	23
○ 大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧 (住都・緑都市整備事務所) (第516号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第517号)	26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第518号)	28
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退 (健福・保護課) (第519号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第520号)	36
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第521号)	38
○ 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第522号)	39
○ 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第523号)	41
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第524号)	43
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について (緑土・都市農業課) (第525号)	49
<b>達</b>	
○ 名古屋市税務職員表彰規程の一部改正 (財政・税制課) (第32号)	50

教 育 委 員 会 告 示

- 港生涯学習センターの臨時休室について (第24号) 51
- 

上 下 水 道 局 告 示

- 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に  
係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について  
の一部改正 (第17号) 52
- 

交 通 局 管 理 規 程

- 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正 (第14号) 53  
○ ドニチエコきっぷの特例に関する規程 (第15号) 55
- 

公 告

- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 57  
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の  
公告 (経済・地域商業課) 58
-

## 条 例 の あ ら ま し

### ○ 名古屋金城ふ頭アリーナ条例（第41号）

#### 1 制定の趣旨

市民のスポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興に寄与するため、名古屋金城ふ頭アリーナ（以下「アリーナ」といいます。）を設置します。

（第 1 条関係）

#### 2 主な内容

(1) アリーナで行う事業について定めます。（第 2条関係）

(2) アリーナの施設の使用の許可、使用の許可の取消し等について定めます。（第 3条及び第 7条関係）

(3) アリーナの施設の利用料金、利用料金の減免及び利用料金の不還付について定めます。（第 4条から第 6条関係）

(4) 特別の設備及び原状回復について定めます。（第 8条及び第 9条関係）

(5) アリーナの管理を指定管理者に行わせます。（第10条関係）

(6) 指定管理者の指定の手続を定めます。（第11条関係）

(7) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。（第12条関係）

(8) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。（第13条関係）

#### 3 施行期日等

(1) この条例の施行期日は、規則で定めます。

(2) この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及びこの条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

(3) この条例の規定に基づく許可の申請その他アリーナの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

### ○ 火災予防条例の一部を改正する条例（第42号）

#### 1 改正内容

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第14条、第14条の2、第17条、第68条及び別表第3関係）

2 施行期日

令和6年1月1日から施行します。

---

達 の あ ら ま し

○ 名古屋市税務職員表彰規程の一部を改正する規程（第32号）

1 改正内容

表彰の実施に関し必要な事項を財政局税務監が別に定めるため、規定を整備します。

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋金城ふ頭アリーナ条例をここに公布する。

令和5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第41号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興に寄与するため、次のように金城ふ頭アリーナを設置する。

名称 名古屋金城ふ頭アリーナ

位置 名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地

(事業)

第2条 名古屋金城ふ頭アリーナ（以下「アリーナ」という。）は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アリーナの施設の供用
- (2) スポーツの競技会を観覧する機会の提供
- (3) スポーツ選手の育成
- (4) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の提供
- (5) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 アリーナの別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) アリーナの管理上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、アリーナの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又はアリーナの駐車場を使用する者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第10条の規定によりアリーナの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第2に定める額とする。

3 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のアリーナの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第8条 使用者は、アリーナの施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(指定管理者)

第10条 アリーナの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手續)

第11条 市長は、アリーナの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 アリーナの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、アリーナの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、本市のスポーツ及びレクリエーションの振興に寄与し、アリーナの効用を最大限に発揮させる能力を有していること。
- (5) 指定管理者の指定を受けようとする者が、スポーツ及びレクリエーション活動を行う団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているもので

あり、かつ、全国的な競技大会等の誘致及び開催を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。

- 4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、アリーナの休館日及び使用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

- 2 前項のアリーナの休館日及び使用時間は、規則で定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、休館日に開館し、又は使用時間以外の時間に使用させることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) アリーナの施設の使用の許可に関すること。
- (3) アリーナの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及びこの条例第11条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の規定に基づく許可の申請その他アリーナの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。



別表第 1

使用区分	利 用 料 金 の 基 準 額					
	区 分	午 前	午後 1	午後 2	夜 間	延長(30分当 たり)
メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	10,200円	10,200円	10,200円	15,300円	2,600円
	その他の場合	51,000円	51,000円	51,000円	76,500円	13,000円
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	5,700円	5,700円	5,700円	8,600円	1,500円
	その他の場合	28,500円	28,500円	28,500円	43,000円	7,500円
会議室 1		1,600円	1,600円	1,600円	1,800円	300円
会議室 2		1,600円	1,600円	1,600円	1,800円	300円
会議室 3		1,800円	1,800円	1,800円	2,000円	400円
備考						
<p>1 使用時間の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 午 前 午前 9 時から正午まで</p> <p>(2) 午後 1 正午から午後 3 時まで</p> <p>(3) 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで</p> <p>(4) 夜 間 午後 6 時から午後 9 時まで</p> <p>2 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めるときは、使用時間の前後に接続する時間について使用時間と併せてその使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、延長の欄に定める額とする。</p> <p>3 メインアリーナ又はサブアリーナを使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の基準額は、この表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。</p> <p>4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「法」という。）に規定する休日にメインアリーナ又はサブアリーナを使用する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額又は前号に定める額にそれぞれその額の 1 割相当額を加算した額とする。</p> <p>5 貴賓室の利用料金の基準額は、1 日 7,900 円とする。</p> <p>6 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。</p>						

別表第 2

使用区分	利用料金の額
大型自動車（1 台 1 回につき）	2,000 円
普通自動車（1 台 1 時間につき）	500 円
備考	
<p>普通自動車については、平日（土曜日、日曜日及び法に規定する休日以外の日をいう。）の 1 回の駐車に係る料金が 1,000 円を超える場合における料金は 1,000 円とし、土曜日、日曜日及び法に規定する休日の 1 回の駐車に係る料金が 1,500 円を超える場合における料金は 1,500 円とする。</p>	

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 名古屋市条例第42号

##### 火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1項第 3号の 2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第14条の 2第 1項第 3号中「雨水等」を「筐体は雨水等」に改める。

第17条第 1項中「定格容量と電槽数の積の合計が 4,800アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備のうち」を「蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5年消防庁告示第 7号）第 2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）で」に改め、同条第 2項及び第 3項を次のように改める。

2 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

3 蓄電池設備で、屋外に設けるもの（柱上及び道路上に設ける電気事業者用

のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) の位置は、建築物から 3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物又は不燃材料で造られた塀に面するときは、この限りでない。

第17条第 4項中「前項の蓄電池設備」を「蓄電池設備で、屋外に設けるもの」に、「第 2項並びに本条第 2項」を「第14条の 2第 1項第 3号」に改める。

第68条第10号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3中

「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
			据置型レンジ	21 k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
	不 燃	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—	0

」

を

「

気 体	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)
			据置型レンジ	21 k W以下	100	15 (注1)	15	15 (注1)

燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k W以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21 k W以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
			炭火焼き器	—	80	30	—	30

」

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 6年 1月 1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条第 1項に規定する蓄電池設備（新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第14条第 1項第 3号の 2（新条例第11条の 3 第 1項及び第 3項、第14条第 3項、第15条第 1項及び第 3項並びに第17条第 1項及び第 4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置されている新条例第17条第 1項に規定する蓄

電池設備（新たに同項に規定する蓄電池設備に該当することとなるものを除く。以下この項において同じ。）又は現に設置の工事中である同項に規定する蓄電池設備のうち、同条第 2 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新たに新条例第17条第 1項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

名古屋市告示第 512号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社煌星	訪問看護ステーション煌煌 名古屋	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号	令和 5年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社IROHAGURASHI	訪問看護ステーションIROHANA 名古屋	名古屋市中村区並木二丁目 148番地	令和 5年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社APRICITY	訪問看護ステーションAPRICITY	名古屋市中川区高畑三丁目 134番地	令和 5年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社一宮福祉サポート	福祉サポート 港営業所	名古屋市港区土古町 4丁目88番地の 1	令和 5年 9月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売

				特定介護予防福祉 用具販売
株式会社イグ ナーツ	ナースステー ション 笑和 守山	名古屋市守山区 竜泉寺二丁目 1338番地の5	令和5年 9月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社文栄	訪問看護ステ ーション N i g h t i n g a l e	名古屋市守山区 瀬古三丁目 707 番地	令和5年 9月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社S o c i a l C o d e	住まいのサポ ート福祉用具 センター	名古屋市名東区 上社四丁目 104 番地の1	令和5年 9月1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

## 2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ミレ ニアム	介護事業所み つれ 名古屋	名古屋市中村区 名駅四丁目24番 5号	令和5年 9月1日	訪問介護
株式会社ラフ ターゲット	ハンズヘルパ ーステーショ ン	名古屋市中村区 元中村町 3丁目 7番地	令和5年 9月1日	訪問介護
特定非営利活 動法人スポN AGOネク スト	名駅南訪問看 護ステーショ ン	名古屋市中村区 名駅五丁目38番 17号	令和5年 9月1日	訪問看護

ケー・エー・ワークス株式会社	デイサービス 松岡三代目	名古屋市中村区 京田町 3丁目29 番地	令和 5年 9月 1日	通所介護
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア滝子 乃湯	名古屋市昭和区 滝子通 3丁目28 番地の 1	令和 5年 9月 1日	通所介護
合同会社ケアステーション・れい	ケアステーションれい	名古屋市中川区 春田三丁目56番 地	令和 5年 9月 1日	訪問介護
株式会社 3C	ブルーミング ケア l a b 名 古屋茶屋	名古屋市港区東 茶屋一丁目 638 番地の 2	令和 5年 9月 1日	通所介護
株式会社キート	訪問介護のぞ み南	名古屋市南区堤 町 1丁目48番地	令和 5年 9月 1日	訪問介護
株式会社キート	訪問看護のぞ み南	名古屋市南区堤 町 1丁目48番地	令和 5年 9月 1日	訪問看護
株式会社イグナーツ	ヘルパーステーション 笑 和守山	名古屋市守山区 竜泉寺二丁目 1338番地の 5	令和 5年 9月 1日	訪問介護
株式会社やすらぎ	デイサービス センターやす らぎ瀬古	名古屋市守山区 瀬古三丁目 830 番地	令和 5年 9月 1日	通所介護
株式会社CHIKEN	たいきりハビ リデイサービ ス	名古屋市天白区 焼山一丁目 425 番地	令和 5年 9月 1日	通所介護

### 3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
--------	--------	---------	-----------	---------



F J s t a r 株式会社	まちづくりデ イサービス みなりは	名古屋市南区宝 生町 3丁目15番 地	令和 5年 9月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社プレ ステージケア 東海	シニアデイト レーニング滝 ノ水緑地	名古屋市緑区小 坂一丁目 101番 地の 1	令和 5年 9月 1日	地域密着型通所介 護

#### 4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
有限会社丸八 介護サービス	ケアプランク リーンハート	名古屋市東区古 出来一丁目 2番 15号	令和 5年 9月 1日	居宅介護支援
株式会社A I ーR	ケアプランセ ンターA I ー R	名古屋市港区当 知三丁目3504番 地	令和 5年 9月 1日	居宅介護支援
株式会社S a n t o	ケアプラン s a n t o	名古屋市南区豊 二丁目13番27号	令和 5年 9月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 513号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ライ トハウス	ライトレント	名古屋市北区楠 味鋤四丁目1518 番地の 1	令和 5年 7月11日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社わこ う	有限会社 わ こう 名古屋 支店	名古屋市緑区熊 の前二丁目 305 番地	令和 5年 7月31日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ウェルフューチャー	ブルーミング ケア1 a b名 古屋茶屋	名古屋市港区東 茶屋一丁目 638 番地の 2	令和 5年 7月31日	通所介護
医療法人たすく会	ヘルパーステ ーション た すく	名古屋市緑区小 坂一丁目 101番 地の 1	令和 5年 7月31日	訪問介護
株式会社和らい	訪問介護事業 所笑みの運び	名古屋市緑区大 清水二丁目1717 番地	令和 5年 7月31日	訪問介護
医療法人たすく会	デイサービス たすく	名古屋市緑区小 坂一丁目 101番 地の 1	令和 5年 7月31日	通所介護

### 3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人悠山会	ファミリア滝 川通所介護事 業所	名古屋市昭和区 滝川町91番地の 1	令和 5年 5月30日	地域密着型通所介 護
ヒューマンライフケア株式 会社	ヒューマンラ イフケア滝子 乃湯	名古屋市昭和区 滝子通 3丁目28 番地の 1	令和 5年 7月31日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 名古屋ライト ハウス	明和寮	名古屋市港区十 一屋一丁目70番 地の 5	令和 5年 7月31日	地域密着型通所介 護
株式会社ある こふ	まちづくりデ イサービス	名古屋市南区宝 生町 3丁目15番	令和 5年 7月31日	地域密着型通所介 護

	みなりは	地		
株式会社オー ビック	だんらんの家 志段味	名古屋市守山区 大字中志段味字 吉田洞2911番地 の 356	令和 5年 7月31日	地域密着型通所介 護
株式会社CH I K E N	たいきりハビ リデイサービ ス	名古屋市天白区 焼山一丁目 425 番地	令和 5年 7月31日	地域密着型通所介 護

#### 4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社クロ ーバー	キョーワケア プランセンタ ー御器所店	名古屋市昭和区 川名本町 3丁目 77番地	令和 5年 7月 6日	居宅介護支援
北医療生活協 同組合	「生協あじま の家」指定居 宅介護支援事 業所	名古屋市北区中 味鏡三丁目 807 番地	令和 5年 7月10日	居宅介護支援
株式会社サフ ィール	ケアプラン もっこす	名古屋市天白区 野並一丁目 239 番地	令和 5年 7月20日	居宅介護支援
合同会社まか しといて	まかしといて ケア・パート ナーシップ	名古屋市北区山 田西町 2丁目98 番地	令和 5年 7月31日	居宅介護支援
E - j o y ソ リユーション 株式会社	ウッドヴェル 居宅支援事業 所	名古屋市港区小 碓二丁目 289番 地	令和 5年 7月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第514号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和5年10月16日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備考
公益財団法人メニコン芸術文化記念財団	名古屋市中区葵三丁目21番19号	令和5年4月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 515号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 5年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

松蔭公園	中川区下之一色町字松蔭 1丁目、 字松蔭 2丁目、字干潟	図面中川 1 の 6の区域	昭和31年10 月15日
------	---------------------------------	------------------	-----------------

」

を

「

松蔭公園	中川区下之一色町字流レ、字干 潟、字松蔭 1丁目、字松蔭 2丁 目	図面中川 1 の 6の区域	昭和31年10 月15日
------	---	------------------	-----------------

」

に、

「

藪田公園	守山区藪田町	図面守山57 の区域	昭和61年 4 月 1日
------	--------	---------------	-----------------

」

を

「

藪田公園	守山区藪田町	図面守山57 の区域	昭和61年 4 月 1日
------	--------	---------------	-----------------

」

に、

「

東陵公園	緑区鳴海町字細根	図面緑 240 の区域	平成29年 7 月10日
------	----------	----------------	-----------------

」

を

「

東陵公園	緑区東陵	図面緑 240 の区域	平成29年 7 月10日
------	------	----------------	-----------------

」

に改めます。

#### 附 則

この告示は、令和 5年10月17日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課



名古屋市告示第 516号

大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定により、  
名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり  
公衆の縦覧に供します。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

令和 5年10月20日から同年11月 2日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区金山二丁目15番16号

名古屋市緑都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 517号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションさんとぴあ	名古屋市南区天白町 1丁目15番地	令和 5年 8月 29日

2 介護予防通所リハビリテーション

介護機関名	所在地	指定年月日
介護老人保健施設福の里	名古屋市西区新道二丁目 4番 7号	令和 5年 9月 1日

3 介護予防短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
介護老人保健施設福の里	名古屋市西区新道二丁目 4番 7号	令和 5年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 518号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社m a s t o c a r e
介護事業者の所在地		名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3
介護事業所の名称		訪問介護マスト
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3
	新	名古屋市中川区高畑五丁目 204番地
変更年月日		令和 5年 9月 1日

介護事業者の名称		株式会社ナーシングケアハート
介護事業者の所在地		名古屋市中川区高畑五丁目 187番地
介護事業所の名称		介護事業所うるわし名古屋
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区金山一丁目14番 9号

地	新	名古屋市中川区高畑五丁目 187番地
変更年月日		令和 5年10月 1日

介護事業者の名称		株式会社ピュアスマイル
介護事業者の所在地		名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地の 7
介護事業所の名称		ピュアスマイルヘルパーステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1485番地の 1
	新	名古屋市守山区大字中志段味字西山島1888番地の 4
変更年月日		令和 5年 4月 1日

介護事業者の名称		合同会社介護ヘルパーステーション
介護事業者の所在地		名古屋市緑区南大高一丁目2203番地
介護事業所の名称		みどりヘルパーステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町字東千正坊 2番地
	新	名古屋市緑区大高町字丸根64番地の 2
変更年月日		令和 5年 9月 1日

介護事業者の名称		株式会社サンライズ
介護事業者の所在地		名古屋市名東区野間町61番地
介護事業所の名称		ヘルパーサービス偕楽縁
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区高針台一丁目 107番地
	新	名古屋市名東区野間町61番地
変更年月日		令和 4年 4月26日

## 2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社フレンズホーム
介護事業者の所在地		名古屋市中川区広田町 2丁目21番地
介護事業所の名称		フレンズ訪問看護ステーション

介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区花塚二丁目44番地
	新	名古屋市中川区中島新町三丁目2509番地
変更年月日		令和5年8月1日

介護事業者の名称		株式会社A I - R
介護事業者の所在地		名古屋市港区木場町6番地の36
介護事業所の名称		訪問看護・リハビリステーションA I - R
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区当知四丁目1904番地
	新	名古屋市港区当知三丁目3504番地
変更年月日		令和5年9月1日

介護事業者の名称		株式会社心晴
介護事業者の所在地	旧	名古屋市港区春田野一丁目1202番地
	新	名古屋市港区九番町五丁目3番地の1
介護事業所の名称		こはる訪問看護ステーション
介護事業所の所在地		名古屋市港区港栄一丁目8番23号
変更年月日		令和5年9月1日

介護事業者の名称		株式会社グリップ
介護事業者の所在地		名古屋市南区菊住一丁目7番11号
介護事業所の名称		訪問看護ステーションこもれび
介護事業所の所在地	旧	名古屋市南区岩戸町17番21号
	新	名古屋市南区柵下町2丁目3番地
変更年月日		令和5年10月1日

介護事業所の名称		タカギ歯科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区引山二丁目719番地
	新	名古屋市名東区引山二丁目901番地の1
変更年月日		令和5年8月1日

### 3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	タカギ歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区引山二丁目 719番地
	新	名古屋市名東区引山二丁目 901番地の 1
変更年月日	令和 5年 8月 1日	

### 4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	タカギ歯科	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区引山二丁目 719番地
	新	名古屋市名東区引山二丁目 901番地の 1
変更年月日	令和 5年 8月 1日	

### 5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称	合同会社H c s	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市北区西味鋤四丁目 203番地
	新	名古屋市北区楠味鋤二丁目 407番地
介護事業所の名称	イーケアスマイル	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区西味鋤四丁目 203番地
	新	名古屋市北区楠味鋤二丁目 407番地
変更年月日	令和 5年 6月 1日	

### 6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	医療法人偕行会	
介護事業者の所在地	名古屋市中川区法華一丁目 172番地	
介護事業所の名称	旧	ケアプランセンターさくら
	新	ケアプランセンターじょうさい
介護事業所の所在地	名古屋市中村区北畑町 4丁目 1番地	
変更年月日	令和 5年10月 1日	

介護事業者の名称		有限会社みちくさ
介護事業者の所在地	旧	名古屋市天白区土原二丁目 408番地
	新	名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地
介護事業所の名称		ケアマネジメントセンターみち草
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区土原二丁目 408番地
	新	名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番地
変更年月日		令和 5年 9月 1日

## 7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社m a s t o c a r e
介護事業者の所在地		名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3
介護事業所の名称		訪問介護マスト
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3
	新	名古屋市中川区高畑五丁目 204番地
変更年月日		令和 5年 9月 1日

介護事業者の名称		株式会社ピュアスマイル
介護事業者の所在地		名古屋市守山区大字中志段味字西原2781番地の 7
介護事業所の名称		ピュアスマイルヘルパーステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1485番地の 1
	新	名古屋市守山区大字中志段味字西山島1888番地の 4
変更年月日		令和 5年 4月 1日

介護事業者の名称		合同会社介護ヘルパーステーション
介護事業者の所在地		名古屋市緑区南大高一丁目2203番地
介護事業所の名称		みどりヘルパーステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区大高町字東千正坊 2番地
	新	名古屋市緑区大高町字丸根64番地の 2



変 更 年 月 日	令和 5年 9月 1日
-----------	-------------

8 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社m a s t o c a r e	
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3	
介 護 事 業 所 の 名 称	訪問介護マスト	
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市中川区野田三丁目 223番地の 3
	新	名古屋市中川区高畑五丁目 204番地
変 更 年 月 日	令和 5年 9月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 519号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
トラスト訪問介護センター名古屋	名古屋市北区清水三丁目15番28号	令和 5年 8月 1日

2 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
トラストケアプランセンター名古屋	名古屋市北区清水三丁目15番28号	令和 5年 8月 1日

3 予防専門型訪問サービス

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
トラスト訪問介護センタ 一名古屋	名古屋市北区清水三丁目15番28号	令和 5年 8月 1日

#### 4 生活支援型訪問サービス

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
トラスト訪問介護センタ 一名古屋	名古屋市北区清水三丁目15番28号	令和 5年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 520号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年10月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
おくむら歯科医院	名古屋市名東区香流一丁目 818番地の 1	令和 5年 7月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
おくむら歯科医院	名古屋市名東区香流一丁目 818番地の 1	令和 5年 7月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
浅井薬局太閤店	名古屋市中村区太閤通 5丁目33番地 の 1	令和 5年 8月 1日
おくむら歯科医院	名古屋市名東区香流一丁目 818番地 の 1	令和 5年 7月31日

#### 4 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
デイサービスセンター松 岡健遊館本店	名古屋市中村区日吉町13番地	令和 5年 7月23日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 521号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年10月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 許可年月日及び許可番号

令和 4年12月 2日 4指令住開指第74号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市中川区富田町大字榎津字東新海1461番 3、1463番 2、1464番 2、1465番 2、1482番 1、1483番 1、1484番 1、1485番 1、1485番 2、1486番 1、1486番 2、1487番 1、1487番 2、1488番 2及び1488番 3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市港区東蟹田1306番地

株式会社モクノ

代表取締役 杵野宏二

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 522号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年10月19日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
HOANG VAN NHUT  
海部郡蟹江町八幡 1丁目88番地 1 黒川ハイツ八幡 203
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
若松 幹子  
名古屋市中川区富永二丁目75番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区福島一丁目16番、畑、174.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年11月 1日から令和 8年10月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
なし
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 150日、農業従事者： 2人

(3) 農機具の保有状況

鎌： 1、鋤： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課



名古屋市告示第 523号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年10月19日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
緒方 かおり 名古屋市中川区戸田ゆたか一丁目3208番 1
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
安井 光子 名古屋市中川区富永三丁目 237番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区水里三丁目 153番、畑、 83.00平方メートル  
名古屋市中川区水里三丁目 154番、畑、108.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年11月 1日から令和 8年10月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
なし
  - (2) 農作業従事の状況  
農業従事日数： 250日、農業従事者： 1人
  - (3) 農機具の保有状況

耕うん機： 1、草刈機： 1、鋤： 2、鎌： 4

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 名古屋市告示第 524号

### 市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 5年10月20日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第 1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年10月27日（金）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年10月27日（金）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

#### ウ 住まいの窓口

令和5年10月27日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

## 3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年11月 8日（水）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 3号

名古屋市公会堂 4階ホール

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先  
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年11月 8日（水）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年11月 9日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年11月10日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 73戸

## 第 2 多家族・多子世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸

## 第 3 単身者向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

(7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
  - (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
  - (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
  - (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
    - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
    - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
  - (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者
  - (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者
- 2 申込み用紙の交付  
第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年11月 8日（水）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年11月 8日（水）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年11月 9日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年11月10日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 26戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課



名古屋市告示第 525号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 5年10月20日

名古屋市長 河 村 たかし

利用料金を納付しなければならない期間

令和 5年11月 4日（土）及び同月 5日（日）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市達第32号

財 政 局  
収納管理・特別徴収  
事務センター  
市 税 事 務 所

名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年10月16日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 5 条 （略）	第 5 条 （略） 第 6 条 この規程に定めるもののほか、 <u>表彰の実施に関し必要な事項は、</u> 財政局税務監が別に定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第24号

港生涯学習センターの臨時休室について

名古屋市生涯学習センター条例施行規則（平成12年名古屋市教育委員会規則第10号）第3条第3項の規定に基づき、港生涯学習センター体育室を令和6年1月15日から令和6年2月22日まで臨時休室します。

令和5年10月16日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局告示第17号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月17日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

本則中委任する職員の職名及び補職名の表を次のように改める。

委任する職員の職名及び補職名

職名	補職名
事務職員 技 術職員	営業部料金課長 営業部料金課徴収管理係長 主事（営業部料金課徴収管理係に勤務する者に限る。） 営業センター長 営業所長 営業所副所長 営業センター主査（徴収関係事務担当） 営業所主査（徴収関係事務担当） 管路部保全課長 管路部保全課維持係長 管路センター長 管路センター事務係長

附 則

この告示は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月18日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

別表第7級別基準職務表4企業職給料表(6)を削る。

附則

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 次項の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）附則第24項の規定は、令和5年10月1日から適用する。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 3 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第8条」を「第9条」に改め、附則に次の1項を加える。

(暫定再任用職員の給与額の特例)

- 24 暫定再任用職員のうち、改正後給与規程第23条に定める勤務1時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料の額は、当分の間、改正後給与規程第4条第1項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、当該職員に適用される地域別最低賃金の額に156.93を乗じて得た額を改正後給与規程第13条の2第2項に規定する割合に100分の100を加算して得た割合で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）

とする。

## 名古屋市交通局管理規程第15号

ドニチエコきっぷの特例に関する規程を次のように定める。

令和5年10月20日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

### ドニチエコきっぷの特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号）第2条第1項第2号イに規定するドニチエコきっぷの特例について、必要な事項を定めるものとする。

(特例の内容)

第2条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第24条第2項及び高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第42条の2第1項第3号に規定する「別に定める場合」とは、乗車日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の末日において18歳に達していない者が、券面表示事項にかかわらず、ドニチエコきっぷでガイドウェイバスシステム志段味線高架区間（以下「高架区間」という。）に随意乗車する場合とする。

(高架区間の運送等取扱い)

第3条 高架区間における運送等の取扱いについては、名古屋ガイドウェイバス株式会社の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年10月21日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年10月1日以降に発売したドニチエコきっぷは、この規程の規定に基づき発売されたものとみなす。

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

3 乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)の一部を次のように改める。

第24条第2項中「随意乗車する場合」の次に「及び別に定める場合」を加える。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

4 高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号)の一部を次のように改める。

第42条の2第1項第3号中「随意乗車する場合」の次に「及び別に定める場合」を加える。

(この規程の失効)

5 この規程は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。



## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年10月16日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

### 1 開催日時

令和 5年10月20日（金）午後 2時00分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

第81号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第82号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第83号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第85号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年10月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新瑞橋

名古屋市南区菊住一丁目 601番 1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	インブルー(有)	代表取締役 森田 正孝	愛知県豊橋市前田町二丁目9番地8	—	—	—	令和5年2月26日
2	(株)松本糸舗	代表取締役 松本 一人	名古屋市中区栄一丁目11番1号	—	—	—	令和5年1月31日
3	(株)冒険王	代表取締役 堀岡 洋行	広島市安佐北区可部四丁目1番10号	—	—	—	令和5年1月22日
4	(株)ラ・フォォンテーヌ	代表取締役 富澤 チェコ	東京都渋谷区神宮前三丁目38番11号	—	—	—	令和3年5月31日

5	(株)キャプテン	代表取締役 篠田 達幸	名古屋市中 区錦一丁目 6番34号	—	—	—	令和 3年 8月 31日
6	(株)三松	代表取締役 工藤 広平	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 二丁目39番 3号	—	—	—	令和 5年 1月 31日
7	(株)ポーラ	代表取締役 横手 喜一	東京都品川 区西五反田 二丁目2番 3号	—	—	—	令和 5年 1月 31日
8	(株)三城	代表取締役 澤田 将広	東京都中央 区銀座一丁 目7番7号	(株)パリミキ	変更なし	東京都港区 海岸1丁目 2番3号	令和 4年 4月 1日
9	—	—	—	クールカレ アン(株)	代表取締役 堀内 一夫	東京都品川 区東品川四 丁目12番6 号	令和 3年 7月 15日
10	—	—	—	(株)Nプラス	代表取締役 似鳥 昭雄	東京都北区 神谷三丁目 6番20号	令和 4年 12月 2日
11	—	—	—	(株)エディオ ン	代表取締役 久保 允誉	大阪市北区 中之島二丁 目3番33号	令和 3年 5月 28日
12	—	—	—	(株)リボン トレーディ ング	代表取締役 青井 一登	大阪府東大 阪市長田中 三丁目2番 25号	令和 5年 5月 27日

### 3 変更の日

2で既述

### 4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 7までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 8の小売業者については、名称及び住所変更のため
- (3) No. 9からNo.12までの小売業者については、入店のため

### 5 届出の日

令和 5年 8月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年10月20日から令和 6年 2月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 2月20日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課